

Title	銀行業と生命保険業
Sub Title	
Author	高島, 佐一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.5 (1915. 5) ,p.562(86)- 570(94)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150501-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

銀行業と生命保険業

高島佐一郎

近比、我が當局の對普通銀行策は之を概観すれば三時期を劃するものあるが如し。劈頭國立銀行主義の缺陷を善後するを一使命とせる明治二十三年の銀行條例の放任に過ぐるや群小銀行の勃興を育みて健全なる銀行業發達を妨げ、次ぎて山本藏相時代に至りては企業集中主義殊に大銀行主義の大潮に乗じて銀行整理時代に入り當局の認許主義を把持すること頗る峻嚴なるに接したりしが、最近此嚴格なる認許主義の一反動として一方無盡講會社及銀行類似會社の濫設を助長し、他方生命保險會社の激增を慫慂し、茲に銀行業は全體として其預金吸收と貸出擴張とに對し輕侮す可らざる敵國の出現に會せるの觀なからず。而て銀行類似會社に對しては、大

せる隱然たる競争に對しては管に爲政家の視聽を逸せる跡あるに止まらず銀行業者すら猶風馬相關せざるの態なしとせず。夫れ生命保險業は正統なる且須要の經濟機關なり惟り其固有の保險業其者の然るのみならず、今や蔚然として其頭角を擡げ來らんとする其金融業務すらかの純保險料に對する豫定利率の規定にして相當の高さを維持し履行せらるゝ限り正當なりとせざる可らざること論なしと雖も、翻りて之を銀行家の側より觀察するときは彼是業務上に深甚の交錯點あり、利害相援け相闘ぐもの尠しとせざるなり。況んや如今生命保險會社の設立相踵ぎ、更に創立以來多數の年所を閱し尨大なる積立金を擁出して金融業に驕進し來らんとするもの比々たるに於てをや。是れ予が敢て此一小稿を染め以て或意味に於ては均しく金融業者たる生命保險會社の銀行に對して具有する所の交錯點を瞥見せんとする所以なりとす。

正二年八月大審院判決例に依り、銀行條例第一條の正文を以てしては所詮之を銀行條例違反として其閉鎖解散を命じ得ること明白なるに至り、同年十二月末政友會調査會特別委員會が、決議案の形式を以て下層金融機關の設置並に取締法制定の必要を報告し、現内閣當局亦之を繼承して之が法律案を來る可き臨時議會に提出し來る可しと傳へらる。(詳細は拙著銀行論、中央大學講義録第六章第五節銀行と信託會社、二〇五乃至二四六頁及坂本教授下層社會の金融機關の公營、國經第十六卷第一號を参照せよ) 思ふに比較或は倫序を失す可しと雖も、右政友會案は恰も合衆國共和黨のアルドリヂ・ヴリーランド法案を換骨脱體し、其集權化を分權化したるオーウエン・グラス法案を採りて之を聯邦準備法と爲せるが如く、近く現内閣に依り明確なる一法律を産み來る可きこと殆ど疑なからんとす。然るに顧みて激增せる生命保險會社の諸

生命保險業の銀行業と利害響應する所以のものたる、職として前者が擁有する所の鉅大なる責任準備金又は單に積立金 *reserve, legal reserve, net premium reserve, net value, true value, deposit* 並に降りて責任準備金てふ法定債務以外の剩餘準備金又は非常準備金 *surplus, unassigned surplus, invisible surplus, contingency reserve* の利殖的運用更に進みて金融的運轉の一事に係ると謂ふも不可なし。されば損害保險に至りては、其或者例へば東京の某海上保險會社の如きは本邦第一流の某生命保險會社に次ぐの大積立金、實に壹千萬圓を超ゆるの諸準備金 *reserves* を所有し、有價證券並に貸付金資産として各五百萬圓を擁有し以て鬱然たる大勢力を金融界に揮いつゝあるを目睹すと雖も、斯の如きは寧ろ違例たるに近く、其多數は其業務の性質上保險契約期間短少なるを以て其未經過保險料の長期

に亘りて蓄積せらるゝもの尠く、隨て其金融的作用には見る可きもの太甚だ多からざるを通例とするを看過す可らず。

次に生命保険の固有業務は銀行殊に貯蓄銀行業務に類似するは蓋し明白にして、貯蓄銀行業務の預金負債を負担して之を有價證券又は貸付資産に變形し、以て兩者の利鞘を收むるが如く、生命保険業は長期に亘り保険料即ち營業保険料を收得す可き債権を取得して他日保險事故の發生に當り保險金を支拂ふの債務を負担し、以て一方死亡生殘表を防壁としつゝ純保險料に附加す可き豫定利率と其實際運用上より獲得す可き放資又は貸付上の利廻りとの利鞘を收受するものなり。されば兩者の交渉は(一)銀行の受働的業務と保險會社の固有業務及(二)銀行の能働的業務と保險會社の金融業務の二面に現はる、而て第一の意味に於ては渠は實に銀行殊に貯蓄銀行と關係するのみならず、亦英國流の

郵便貯金局 *postal savings bank* 又は信託貯蓄銀行 *trustee savings bank* の業務をも侵さることを得ず。殊に保險界の天才が契約の形式上頻りに新工夫を凝し勸誘を逞うするに於て然り。されど予の今稽査せんとするものは之にわらずして第二面の交渉に係るものなり。

三

如上二者の業務を以て一種の信用業務を營むにありとし、進みて其交渉を稽ふるには生命保險會社收益の源泉を探るを捷徑となす。

先づ死亡生殘表に依る豫定死亡と實際死亡との差より生ずる利益並に解約及失効より生ずる利益を數ふ可しと雖も、同業者間の競争斯の如く熾烈なる結果は自ら被保險者の選擇精密ならざるの狀勢を生み來らざるを得ずして前者に就ては寧ろ反對の現象を示すものあるのみならず、右の自殺的競争は勢ひ募集費の膨脹を副産し來るを以て被保險者の任意解約及保險料滞納

は抑々什麼の理由に因れるや。

より來る失効にして若し契約後幾干ならずして發生せんか、之より生ずる利益を以てしては其募集費をすら補償し能はざること尠なからざるが故に後者も亦確實なる利源を以て目す可らざるなり。次に外は契約の増嵩に依りて附加保險料を増收すると共に内は營業費の節約に依り附加保險料の一部を収益するを利源として豫測するは保險會社の常習たり。されど此款項も亦既述せる同業者間の競争激烈なる現狀の下にありては白兵戦と自殺的競争とに免れ難き濫費の嵩むを避くること能はざるが故に到底其充分なるを期待す可らざるものとす。

生命保險會社の二利源の多くを期待し得可らざるは實に叙上せるが如し。然るに保險界の實際を望めば其新設會社には一起一伏を免れ難しとするも、古き大會社に至りては此競争の大渦中にありて基礎益々確く大愈々大を爲し、他の金融業者をして垂涎禁じ得ざらしむるものある

業の主力の一部を固有業務より引き、之を金融業務なる冗費少き方面に移さんとするの理由を爲すものとす。尤も生命保険會社金融業務の兵糧たる諸準備金のものたる、固より保険契約てふ根幹の上に結べる果實たるに過ぎずして、本末顛倒す可らざるは論なしと雖も、かの巨大の準備金を既に、實に同業者の競争未だ爾かく甚しからざりし時代に於て既に蓄積したる大會社にありては、一方最小の費用を以て徐に根幹を培ふと同時に、其果實の成熟を樂むは寧ろ時にとりて賢明なる經營策たらざるを得ざる可し。即ち保險會社の責任準備金なるものは保険契約高の大小に伴ひ比例的自働的に一嵩一減の道を辿るものなるが故に、惟り生命保険固有業務の確實性を保障するに就きグスタヴス、スミスの所謂「生命保険業の大緊縮」たるに止まらず、資金運用上の收利力を決定するの楔子たればなり。乞ふ少しく此收利源泉の出づる所以を尋ね

ん。

按ずるに保険收益の大源泉たる營業保険料 office premium は純保険料 net premium と附加保険料 additional premium とより成り。後者を以て營業費に充つることは世人の周知する所なりと雖も、年々收得す可き純保険料 net annual premium には凡て其保險期間を通じて一定の豫定利率を附加す可きものたることは屢々世人の看過する所なるが如し。斯の如く死亡生殘表 table of mortality を標準として算出せられたる純保険料中には常に必ず豫定利息を含むものなるを以て、其中の或部分が未決算保險契約 outstanding policy に對する積立金として、蓄積せられたる所謂責任準備金は徒に死蔵せらる可きものにあらずして、或は確實にして利廻りよき有價證券に運用せられ、進みては期限付貸付又は長期手形割引に運轉せられ、以て豫定利率と實際利率との利鞘を採りて生命保険

業の一利源と爲さざる可らざるものとす。唯諸準備金殊に責任準備金は保險契約の履行を目的とするの純然たる負債勘定に屬するが故に、之を金融的活動を通して資産勘定に變形するに當りては最も確實なる方法を採用せざる可らざるのみ、世の金融學者の頻りに資産の負債に對する流動係數 coefficient of liquidity の高低を標的として銀行經營の健全を卜すると均しく、保險業者は寧ろ其確實係數の高からんことを以て至上の經營策と爲さざる可らず。

圖

今翻りて銀行及生命保險會社の貸出若くは放資上の交渉の内容を瞥見するの一資料として本邦に於ける生命保險契約高を検するに、明治三十九年末漸く二億八千萬圓弱に過ぎざりし契約總額は僅々六年後の大正二年末に於て約四倍の十億三千五百萬圓なる鉅額に上り、最近一ヶ月の新契約實に壹千五百萬圓を越ゆと謂ふ。而て

此契約總額に對する責任準備金の割合に就ては、契約の種類が終身なるか養老なるか、被保險者に若年者多きか老年者多きか、或は未決算保險料の積立金算出方式を異にするにより其比例必ずしも同一ならずと雖も、試に内外の事例を概算して假に一割内外と見積り得可しとすれば、本邦全生命保險會社の責任準備金、即ち貸出に充當し得可き資金は實に壹億萬圓を越ゆるを見る可し。是れ寔に我郵便貯金局及貯蓄銀行の各預金總額に次ぐの大數にして、其金融上の地位の輕視せらる可らざるを知る可きなり。

斯く觀じ來れば生命保險最大の財源夫れ金融業務に存するなきやを覺ゆるなり。尤も固有業務のものたる、固より生命保險業の樞軸たると同時に、積立金の流出する源泉たるが故に、本末を紊る可らずとは雖も、かの鉅萬の積立金を擁有する大生命保險會社が近比其固有業務に就ては寧ろ消極的態度を採るに反し、金融業務は

躍進し來りて覇を金融界の一方に唱へんとするの現狀に接するものは誰か之を目して金融界の一要素たるの地位に値せずと謂ふものあらんや。更に轉じて生命保険業の發達最も著明なる米國の事情を通覽すれば同國金融界は將來聯邦準備銀行なるもの、勢威の途に之を縱斷するの期ある可しと雖も、現今に於ては大國立銀行を中心として其周圍に信託會社あり又生命保險會社ありて後者は資金供與者として高き位置を占むるを發見す可し。又最近分離せりと謂へ、信託會社中には生命保險部ありて歴史上重要な資金兵站部たり、斯くて米國金融界裡大銀行勢力系統中には必ず常に生命保險會社を包括せざるもの尠しと傳へらるゝなり。

今日の大勢略々上述せるが如し、然りと雖も苟くも生命保險會社にして存立する限り其固有業務を抛棄すと云ふ如きは固より無意味の談に屬し、予の概觀せるは真に此傾向あるを強いて

保險思想を普及せしむ可きの大生命保險會社が其固有業務に就きて消極退嬰の淪安に陥る如きは決して慶賀す可き事態なりと爲す能はずして、金融業務に餘力を分つと同時に、一層の奮勵を其固有業務に傾倒す可きは寧ろ當然の事理に屬すとす可し。

況んや我邦の如き外國保險會社の跳梁すること甚しく、一時は生命保險契約の投賣場 *Dumy's place* たりし如き觀ありし後を善くするの使命を有するに於てをや。吾人は恐る若しハートレー・ウイザースをして我國にあらしめ、再び其麗筆を洗ひて「日本の無形輸入品」 *Invisible imports of Japan* の表を調製せしむることあらんには、渠は必ず外國生命保險證券なる款項を挾入するを逸せざらんことを。是れ蓋し吾人が重ねて我が大生命保險會社に對し一層の猛省を促す所以なりとす。

五

高調せるの跡なきにわらず。我が生命保險業が保險思想の發達、國民所得の上進及其有する金融關係企業てふ特長等と相俟ちて比年長足の進歩を遂げたるは輒ち争ふ可らざるの事實たりと雖も、試に之を他文明國に於ける斯業の發達に比較し來れば、一九一〇年末日に於ける契約總額及人口百に對する被保險者數は各々、米國は三百三十億萬圓及三十人、英國は壹百億萬圓及六十九人、獨國は七十億萬圓及十七人、澳國は二十六億萬圓及五人を示せるに對し、本邦は七億五千萬圓及二人半を示すに過ぎざるなり。而て契約高の低きは經濟發達の相違に依る可しと雖も、人口百分率の低きは保險思想の發達我れ未だ彼れに及ばざるの遠きを徵明するもの以外ならずして、今後猶大に發展の餘地あるを示すものなる可し。依之觀之我が保險界の競争縱ひ熾烈なるものありとは謂へ、又我が資本化所得の高率なるものありとは謂へ、進みて健全なる

さて生命保險會社の金融業務は如何に銀行業務に交渉するや。

先づ一般の企業と均しく生命保險會社にも日常出納資金の存する限り自然銀行の預金者たらざるを得ざる可し。加之積立金のものたる、契約履行の爲にする負債勘定なるを以て之を資産勘定に變形し置くに當り、必ずや確實性を以て收利性を調和せしめざる可らざるものなるが故に、其一部分は常に銀行通知預金又は當座預金たらしめらる可きこと論なしと雖も、生命保險會社負債勘定の性質上銀行預金を巨大ならしむるの必要なく、隨て此方面よりする交錯は些々見るに足るものなし。

次に銀行貸方業務に對する生命保險會社の金融業務は屢々競争の地位に立つことあり、されど此項目と雖も必ずしも常に銀行業務を侵すものにわらずして、銀行貸出の字形割引短期貸付を太宗となすに反し、保險業者の貸出は殆ど擔

保付定期貸付に限るものなり。又其貸付の内容を檢すれば工場財團鐵道財團又は其他の不動産抵當貸付を最とし、貸付の變形たる長期の約束手形割引及保險證券擔保等之に次ぐ。第三に有價證券に對する放資に至りては近比寧ろ金融界の狀況が恰好且鉅額の貸出を營むに不適當なる場合に之を採擇するの風潮を馴致せるもの、如しと雖も、實際上生命保險經營策上の積勢と情性とは猶此款項に至重の重點を係くるの狀態なしとせずして、大會社資産の三分一は有價證券に變形せられつゝあるもの、如し。而て有價證券殊に公債市價運動の大勢にして果して世上多數論者の所説の如く、漸減の道を辿るものとするときは、均しく此傾向に陥れる多數銀行と共に如上大勢に掀翻せらる可き不慮の損失に備ふる所なかる可らず。

今有價證券下落に備ふる方法として英國銀行家の精製する所を尋ねれば、其決算期毎に前期

金融に及ぼす大戦亂の影響(下)

向井 鹿松

利子歩合の將來

利子歩合が資本に對する需要供給の關係によりて決定せらるゝは一般貨物の代價に於けると異なる所なし、資本の供給多くして需用を充たして餘りある場合に於て、新たに蓄積せる資本の所有者が之れより所得を得んが爲めには自ら低き利率を以て甘んせざるを得ざれども、資本の需用多くして供給之れに伴はざる場合には貸主は借主が仕拂ひ得ると信する最高の利率を要求することを得べし。

是を以て見れば今後資本に對する需用は軍事公債の爲めに非常の増加を來たすを以て其結果今後長期間資本の利子は高率を保つ可きは明白なり。されば諸國政府の募集す可き百億乃至百

評價を引下げて當時の時價に引直し、之に「市價に切下ぐ」written down to market price といふ脚註を加ふるか、又は貸借對照表上負債之部中に別に減價銷却勘定 depreciation account を開き、以て不時且激甚なる資産低落を防ぐもの、如し。若し夫れ「見せ金」window-dressing に屬する一時的糊塗策を此間に挟む如きは殊に生命保險業に於ける大禁物たらざるを得ずして、かの銀行の現金資産を一時的に増大するの倫敦市中銀行の常習に對し、現時最も卓越せる銀行家倫敦及「スミス」銀行頭取サー、フェリクス、シュスターが曾て銀行家協會大會席上「各位が窓を飾る可き或物を有するにあらざれば各位の窓を飾ること能はず」と辯護せるに對して直にスペンサー、フイリツプス氏の駁撃に會へるを目賭するもの、斷じて此陋策を弄ぶ可らざるものたる可きや論なからん。

(大正四年四月四日稿)

五十億弗の公債は全世界に於ける一ヶ年間の資本蓄積額の約三倍に當るを以て金融市場に於ける借主の地位は軟弱となり常に貸主の鼻息を伺はざるを得ざるに至るべし。かの開戦當初に於て且つ又取引所閉鎖後の小手合に於て有價證券の市價が非常の下落を來したることは此狀態が實際に表はれたる結果に外ならず。而して今其の市價に及ぼす影響の如何に大なりしかを示さんか爲め當時に於ける市價變動の一斑を示さんに、七月三十日(木曜日)に於ける株式の引値は千九百十四年に於ける高値よりも約二十弗安かりしがしかも千九百十四年の高値は多く過去數ヶ年に於ける高値よりも低きものなり。今試みに五十の鐵道株を取りて其の騰落の程度を見るに、千九百十四年に於ける高値は平均八十八弗五十仙なりしが、七月二十九日(水曜日)に於ける引値は七十三弗十仙にして、翌三十日(木曜日)には更らに下落して引値六十九弗五十仙